

面積の算定

項目	グレーチングバルコニーの建築面積
条文	建築基準法施行令第2条第1項第2号
<p>床面がグレーチング状のバルコニー（すのこ等）については、次の（1）から（7）の条件を全て満たせば、建築面積に算入しないものとする。</p> <p>（1）バルコニー下に用途がない。（駐車場等に利用できないこと）</p> <p>（2）奥行きが2メートル以下（壁芯・柱芯寸法）。</p> <p>（3）隣地境界線からの空き寸法が有効50センチメートル以上</p> <p>（4）<u>建物全体の周長から見て、部分的なものであること。</u></p> <p>（5）1層のみのもの。</p> <p>（6）構造上必要最低限な柱で支えられていること。</p> <p>（7）不燃材で作られていること。</p> <p>※風致地区の壁面後退は、グレーチングであっても柱があれば、柱の面から対象になる。</p>	
関連通達・資料	